

○昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を改正する告示案  
 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数            (1) ～ (3) (略)            (4) 30,005kHz 以上の周波数            ア (略)            イ 無線通信規則付録第 18 号の表に掲げるもの            (表略)            注 1 ～ 22 (略)            23 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式は FID とし、原則として 161.975MHz 及び 162.025MHz を全海域で使用するものとする。            ウ・エ (略)            (5) (略)            2～4 (略)</p>	<p>1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数            (1) ～ (3) (略)            (4) 30,005kHz 以上の周波数            ア (略)            イ 無線通信規則付録第 S 18 号の表に掲げるもの            (表略)            注 1 ～ 22 (略)            23 船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式は FID とし、原則として 161.975MHz 及び 162.025MHz を全海域で使用するものとする。            ウ・エ (略)            (5) (略)            2～4 (略)</p>

